

市民の役割

この計画には、市民の皆様の役割も多く記載しています。本市は、市域面積が広く、市庁舎が分散しており、広域にわたる大規模災害が発生した場合、市役所などの行政機関による支援が遅れることもあり得ます。そこで、市民の皆様には、いざというときのために、家庭や事業所で日常からの備えをお願いします。

また、災害が発生した場合には、家族はもとより、近隣の方々と協力して、初期消火をしたり、ご自宅周りの高齢者などにも声を掛け合って避難をしたり、避難所の運営に協力するなど助けあいましょう。

本計画に記載している市民の皆様への役割は、以下のような内容です。

◇主な市民の役割

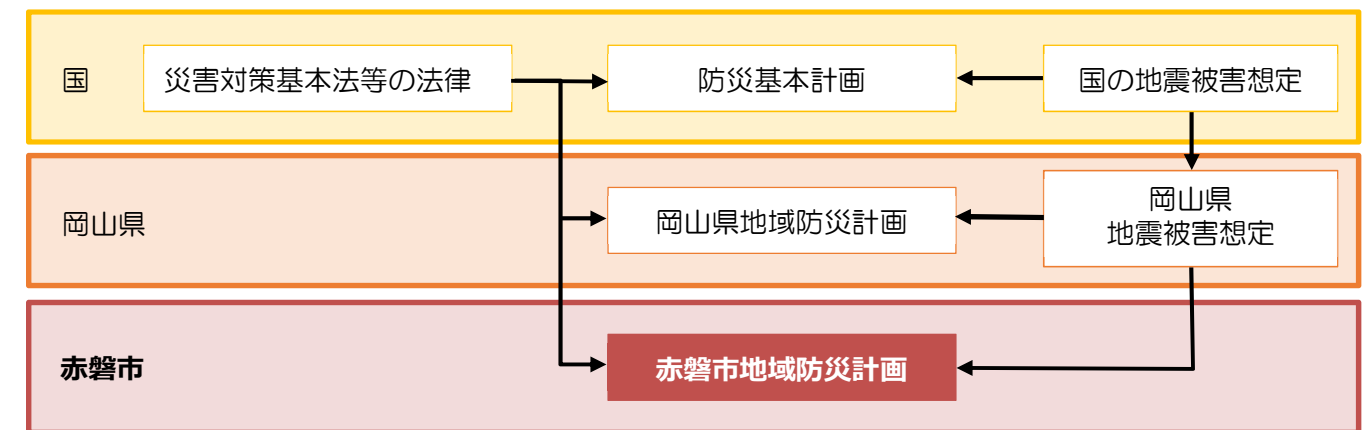
時期	役割	主な計画記載箇所
1. 平常時	「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しましょう。	風-第2編第1章第11節2 地-第3編第2章第15節2
	自主防災組織に参加し、自らも積極的に防災知識の習得や防災訓練などの各種活動に積極的に参加しましょう。	風-第2編第1章第12節2 地-第3編第2章第15節3
	要配慮者の把握、援護体制の確立を図りましょう。	風-第2編第1章第12節2 地-第3編第2章第15節2
	自らの災害教訓の伝承に努めましょう。	風-第2編第1章第14節2
	地域の危険度を理解し、避難先、避難経路、最寄りの医療救護施設を確認しましょう。	地-第3編第2章第15節2
	家庭において、火災予防措置を実施しましょう。	地-第3編第2章第15節2
	自宅等の耐震診断・耐震改修、家具等の転倒防止対策を実施しましょう。	地-第3編第2章第15節2
2. 緊急時	身の安全を確保するとともに、災害情報の収集及び伝達、出火防止及び初期消火の実施、救助・救急の実施及び協力、避難誘導の実施、負傷者の応急手当及び救護、炊き出しの実施、救助物資の配布に対する協力、要配慮者の支援、自力による生活手段の確保などに努めましょう。	風-第2編第1章第12節2 地-第3編第2章第15節2
	被災者が相互に助け合い、主体的に避難所を運営しましょう。	風-第2編第2章第10節7
	ごみ及びし尿処理業務に自発的に協力し、避難所内のごみの仮置場のごみ整理や飛散・流出の防止等の管理や仮設便所の建設、消毒、管理などを行いましょ。	地-第3編第3章第22節2
3. 復旧・復興時	市、自主防災組織、事業者及び防災ボランティアと協働することにより、自らの生活の再建及び地域社会の再生に努めましょう。また、家具等の再使用により廃棄物の発生を抑制するよう努めましょう。	風-第2編第3章第1節2

赤磐市地域防災計画とは？

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、赤磐市防災会議が、市の地域に係る関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものです。

これを効果的に活用することにより、赤磐市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的としています。

◇計画の位置付け



地域防災計画の構成

赤磐市地域防災計画は、計画の方針についてまとめた「総則編」、災害時に行うべき対応について、台風や豪雨などを対象とした「風水害等対策編」、地震災害を対象にとりまとめた「震災対策編」で構成しています。また、計画に関連する資料、様式などを「資料編」として整理しています。

◇計画の構成

編	主な内容	
第1編 総則	計画の目的及び基本理念や、市の概況について示しています	
第2編 風水害等対策編	災害予防計画	災害に備えて、市をはじめとする関係機関や住民が事前に行う対策について示しています
	災害応急対策計画	災害発生直後からの応急対策を示しています
	災害復旧・復興計画	応急対策後の災害復旧・復興に係わる事項を示しています
第3編 震災対策編	総則	過去に発生した地震履歴、被害想定などを示しています
	(風水害等対策編と同じ構成)	震災対策について示しています
	南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ巨大地震の対策について示しています
資料編	計画に係る資料、様式を示しています	

修正の概要

岡山県地域防災計画の見直しを踏まえ、赤磐市に関連する箇所の見直しを行いました。特に、岡山県を含む中国・四国地方に甚大な被害を及ぼした平成30年7月豪雨の教訓を踏まえた課題を反映しました。

また、市の災害体制についても、職員数が少ない市の現状を踏まえて構築した防災体制を計画に位置付けました。

本計画の見直しのポイントと主な見直し箇所は以下のとおりです。

◇見直しのポイント

見直しのポイント	見直しの概要
1. 関連法令、上位計画の適切な反映	・現行計画策定以降に見直しが行われた関連法令、上位計画の策定状況を反映しました。
2. 災害教訓の反映	・岡山県の平成30年7月豪雨における課題のうち、本市に関連する改定内容を反映しました。 ◎主な見直し事項 [予防] 防災教育の充実、防災知識の普及、災害教訓の伝承 など [応急] 避難情報の設定 など
3. 組織体制の修正	・災害対策本部、災害対策支部の組織体制について、職員数を考慮して、段階的に招集して各部、班による組織横断的な活動を行う体制に見直しました。

◇計画の主な見直し箇所

項目	主な見直し内容※1	主な計画記載箇所※2
平成30年7月豪雨を踏まえた見直し	予) 要配慮者の避難誘導への声掛け	風-第2編第1章第9節1
	予) 災害モニメントの意義継承	風-第2編第1章第14節2
	予) 福祉避難所の所在の周知	風-第2編第1章第10節4
	予) ハザードマップ活用	地-第3編第2章第14節1
	予) 防災地理情報の整備による啓発	風-第2編第1章第11節1
	予) 避難情報を5段階の警戒レベルにより提供	風-第2編第1章第11節1
	予) 大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表、耐震化の促進	地-第3編第2章第7節
災害救助法等、法令関係、上位・関連計画の見直し	予) 自らの命は自ら守る意識の醸成	風-第2編第1章第11節2
	予) 水害リスク情報の住民等への周知	風-第2編第1章第4節1
	予) 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内の施設の避難訓練等実施の義務付け	風-第2編第1章第4節2
	応) 避難情報を5段階の警戒レベルに相当する情報として区分	風-第2編第2章第10節1

※1 「予」：災害予防に関する見直し、「応」：災害応急対策に関する見直し

※2 「風」：風水害等対策編、「地」：震災対策編

赤磐市の災害特性

総-第1編第4節5

地-第3編第1章第1節、第2節、第3節

本市では、過去に幾度も災害が発生しています。近年の風水害で言えば、平成30年7月豪雨では、市内の住家で2棟の大規模半壊、3棟の半壊、10棟の床上浸水が発生し、大きな被害をもたらしました。また、地震災害では、本市はこれまで震度6弱を超えるような大きな地震動は経験していませんが、今後発生が懸念されている南海トラフ巨大地震においては、最大震度6弱が想定されています。このため、日頃から地震発生時の対応について準備しておくことが重要です。

本市では、指定避難所、指定緊急避難場所や土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域などを地図に表示した「赤磐市防災マップ」を作成し、市民の皆様にお知らせしています。

災害情報の伝達

風-第2編第2章第10節1

緊急時には、市より以下の情報をお知らせします。市からのお知らせを待たずとも、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとり、危険が予測される区域の外への早めの避難を心掛がけましょう。

◇避難勧告・避難指示（緊急）等の基準

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始（警戒レベル3）	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	●避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難しましょう。 ●その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始しましょう。 ●特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難してください。
避難勧告（警戒レベル4） 避難指示（緊急）（警戒レベル4）	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 ○人的被害の発生する可能性が極めて高い状態となり、地域の状況に応じて、緊急的又は重ねて避難を促す場合 ○必ず発令されるものではない	●予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難しましょう。 ●指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行いましょう。
災害発生（警戒レベル5）	○既に災害が発生している状況 ○必ず発令されるものではない	●命を守るための最善の行動をとりましょう。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所、建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

※突発的な災害の場合、市長からの避難勧告等の発令が間に合わないこともあるため、居住者等は、身の危険を感じたら躊躇なく避難することが必要です。



赤磐市防災マップ